

## 郡山市熱海温泉の給湯権利の名義変更許可に係る事務取扱要領

平成 21 年 12 月 3 日 制定  
平成 22 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 30 年 10 月 11 日 一部改正  
[財務部公有資産マネジメント課]

### (目的)

第 1 条 この要領は、郡山市熱海温泉事業条例（以下「条例」という。）第 18 条に定める名義変更のうち、相続以外の事由により名義変更しようとするときの市長の許可について必要な事項を定める。

### (審査基準)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) 営業用の譲渡の場合、営業（公衆浴場、保養所を含む）を目的としないもの
- (2) 給湯を受けようとする者自ら営業を行わず第三者に営業を行わせるもの
- (3) 権利取得後、明らかに温泉を使用しないと認められるもの
- (4) 温泉の管理運営上特に支障があると認められるとき
- (5) 譲受人（法人の場合は代表者及び役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められるとき
- (6) 転売を目的として権利を取得すると認められるもの
- (7) 譲受人の施設が観光地としての景観を損傷すると認められるもの
- (8) 譲受人の施設が公共に不利益を及ぼすと認められるもの
- (9) 譲受人の施設に条例第 2 条に規定する給湯施設が無いとき

### (諮問)

第 3 条 条例第 18 条に定める名義変更の許可の申請が提出されたときは、条例第 25 条で定める温泉管理委員会に譲渡の適否について諮問するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する申請の場合は、この限りでない。

- (1) 温泉の給湯を受ける権利者が同一給湯施設を所有する法人代表者となる場合
- (2) 三親等以内の親族間の譲与による場合
- (3) 法人、団体等の代表者又は責任者が代わった場合

### (許可)

第 4 条 名義変更の許可は、温泉管理委員会の答申に基づき市長が決定する。

### (その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 3 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。